

# 紛争解決と手続きの公正さ —— 法と心理学の1つの視点

菅原郁夫 早稲田大学大学院法務研究科教授



## 1. 2つの銅メダル

今年オリンピック・パラリンピックイヤーである。日本のメダルの数に一喜一憂した読者も多いのではなかろうか。かなり古い話になってしまうが、北京オリンピックの折に、興味深い2つの記事があった。

1つは既に引退した女子レスリングの選手、浜口京子に関する記事である。

「【浜口、晴れやか銅「競技15年、最高の試合」】3位決定戦を前に、浜口は対戦する可能性がある相手のビデオを見た。不安が募った。『私より強いかも。勝てなかったらどうしよう』

30歳。95年から出場を続けている世界選手権では、03年を最後に優勝から遠ざかっている。世界から若手が台頭し、スピードやパワーではもうかなわない。去年は誤審もあって9位で、女子4階級でただ1人この大会で五輪出場権を獲得できなかった。3月のアジア選手権を制してやっとつかんだ代

表の座だった。

この日の準決勝も、昨年の世界ジュニア王者で10歳下の王嬌（中国）に歯が立たなかった。第2ピリオドで上から押さえつけたものの、かわされて背後に回られた。腕を固められ、強引にひっくり返されフォール負けを喫した。

3位決定戦。相手よりもまず、弱気に傾きかけた自分の心に勝った。『守りに入りそうな瞬間があったけど、これじゃだめだと思った』。開始15秒で片足タックルに飛び込む。1点ずつ丁寧に積み重ね『レスリングを15年やってきたなかで、最高の試合』で締めくくった。（阿久津篤史2008年8月18日朝日新聞）

もう1つもやはりレスリングに関する記事である。

「【表彰式で銅メダル投げ捨てた選手、メダルはくだつ】国際オリンピック委員会（IOC）は16日、北京五輪のレスリングの男子グレコローマン84キロ級で銅メダルを獲得したアラ・アブラハミアン（スウェーデ

ン)のメダルを剥奪(はくだつ)したと発表した。繰り上げの銅メダルはない。

04年アテネ五輪銀メダリストのアブラハミアンは14日の試合中の判定に納得せず、表彰式の最中にメダルをマットに捨てて引き揚げた。」(2008年8月18日朝日新聞)

同じ銅メダルなのに、選手の反応は全く異なる。なぜであろうか。授業で学生に聞いてみると、いろいろな答えが返ってくる。「浜口は予想していた結果よりもよかったから」、「アブラハミアンはルール通りにいけば、金メダルが取れると思っていたから」、「浜口は、自分自身に勝てたと思ったから・・・」等々である。まさに学生たちのいう通りであろう。理由はたくさんあろう。しかし、ここで注目していただきたいのは、銅メダルという1つの客観的評価に対する反応が、そのこと自体では決まっていないことである。同じ外的評価に対する内的評価が、そこに至る経緯や個人の思い如何では、異なるものになり得るのである。

一般的に言えば、金メダルを目指し銅メダルに終わることは残念なことで、必ずしも喜べることではない。また、銅メダルといえども、大半の選手がメダルをもらえない中ではかなりの名誉のはずである。しかし、これら2つの記事が示すように、現実の評価や反応は、それほど単純ではなく、そ

れまでの経緯、考え方が色濃く反映されている。銅メダルという1つの評価が与えられることによって、むしろ銅メダル以外の過去の事実や考え方が表面に表れ、喜びや怒りとなっているともいえよう。記事を読む側も、銅メダルという現実を通じ、その選手のこれまでやメダルに至る経緯に思いを巡らすことになる。1つの経験は、決してその経験だけが切り離されて評価されるのではなく、それまでの経験の積み重ねやその人の姿勢などが結びつき評価される総合判断だともいえよう。

ただ、このことはいつも自明な訳ではない。たとえば、もしこの両者が金メダルをとっていたならば、金メダル以外の価値観が表に出るであろうか。達成感と喜びが多くものを覆い隠してしまうのではなからうか。そういった意味では、ある程度の挫折のある方がより多くの視点をもたらす面もあるように思われる。



## 2. 紛争当事者が求めるもの——裁判の場合

さて、紛争解決の場合はどうであろうか。たとえば、民事裁判(以下、単に「裁判」とする)では自分の言い分を主張し、勝った負けたを争う。ある意味、勝敗を争うス

ポーツと同じような構造になる。その結果は、裁判の場合、判決という形で下されることになる。その判決への評価はどうかであろうか。やはり多面的、総合的評価という側面があるのではないだろうか。

1つの興味深い理論がある。紛争解決の多目的性を指摘する社会心理学上の理論である(大淵・小島 2000)。たとえば、お金の貸し借りのトラブルに関して、当初金銭的な利害によって引き起こされた紛争も、解決を目指して相手方と交渉するうちに、相手方から非難されたり、狡猾な手段を用いられたりすることによって、問題を公正に解決したい、メンツを守りたい、相手をぎゃふんといわせてやりたい、あるいは、自分の正しさを証明したい、といった別の目的が付加され、最終的には当初の金銭的な利益の確保だけでは紛争が解決しなくなるということが起こりうる旨を指摘している。

この指摘に従えば、裁判をする場合にも、法的基準に従い単に権利義務の有無を判断するだけでは裁判を求めた当事者の抱える問題を十分に解決したことになる可能性はある。たとえば、法的な解決案とそれを納得させるべく副次的に生じている感情的問題や、公正な解決への期待も同時に解消してはじめて法的な解決案が受け入れられるといったことも十分にありうることになる。

この指摘があてはまるとされる出来事を筆者も目の当たりにしたことがある。ある法律相談を観察していたときのことである。相談者は友人に貸したお金の取り立てのことを弁護士に相談している。その相談者は、相手がいかに不誠実な人間であるかをとうとうと弁護士に説明している。それに対して弁護士は、相談者の繰り返しに耳を貸すことなく、こういったケースではその友人が他にもたくさんの借金を抱えているものだから、現実的には、分割にして半分も取れたら良しとしなくてはならないと説明している。客観的に観察していると、弁護士の指摘がもっともなところである。しかし、相談者はこの弁護士のアドバイスを聞き入れず、ひたすら相手への苦情を述べる。聞き分けのない相談者のようにも思えるが、先の理論によれば、この相談者にとって、相手の不誠実さを理解してもらい、自分の正当性を理解してもらうことも、この相談の1つの目的となっていたのであろう。もし、弁護士がその点を理解し、相談者の話に共感を示していれば、その相談者も冷静に対処を考えられたのかも知れない。

そして、ここでも、先の銅メダルの例と同じことがいえよう。もし、この相談者が貸したお金を全額返済してもらえる策を示されていたならば、おそらくは、他の目的

はそれほど強く表に出ることはなかったのではなかろうか。



### 3. 紛争解決における手続き的公正さの意義

それでは、紛争解決には多くの目的が併行して生じるとして、その中で解決結果それ自体以外に重要な働きをなすものとして、どのようなものがあるのであろうか。紛争解決を含め、多くの場面においてその重要性が確認されているものとして、手続き的公正さの知覚がある。

手続き的公正に関する社会心理学研究によれば、人は、手続きが公正であると感じると、結果が自分にとって不利な場合であっても、それを受け入れる傾向が強まるし、自分に不利な結果をもたらした裁判官や裁判制度への支持を低下させないことが知られている (Tyler, 1990)。

何故そのような効果が生じるのであろうか。タイラーらの見解によれば、社会的権者(裁判官や弁護士)との接触場面である裁判は、紛争当事者にとって、自らの社会的同一性確認の場であるとの視点から説明される (Tyler & Lind, 1992)。すなわち、社会的同一性に関する社会心理学理論によれば、人は、その人にとって重要な他者からの肯

定的評価に対する願望によって動機付けられる。また、人は周囲からの社会的評価によって、自らの存在意義を確認している面がある。それ故、もし、種々の社会関係において、不公正に少ない対価を受け取ったり、失礼あるいは無神経な扱いを受けたり、反対に、他人の悪事に報復できなかつたりしたら、人は、これらの経験を、自らに対する否定的、周辺的な社会的地位を示す情報として受けとめ、反発する。逆に、もし他者から公正な対価を受け取ったり、言い分に耳を傾けてもらったり、報復、補償、他の規制を通じて自分に対する悪事が社会によって罰せられたりしたら、人は、社会によって尊重され評価されていると感じ、その社会に対し肯定的な評価をなす。つまり、人々は自分たちが同一性をもっている集団の他のメンバーとの間で形成される関係の質に強い関心をもっており、彼らは他者の自分に対する扱いをその集団内での自己の地位に関する情報として受けとめるのである。

裁判の場面に当てはめて考えれば、人々は、裁判における社会的相互作用や手続きを通じ、自らの位置づけを感じとることになるが、先の立場では、手続き的公正の知覚は、自らの社会的地位が尊重されていることを感じさせ、肯定的な態度や行動を導

くことになるのである。この肯定的反応は、裁判の結果から生じるものではなく、裁判過程の相互作用それ自体からもたらされるものである。したがって、不利な結果であっても、自らを尊重する社会の下す判断であるがゆえに受け入れる、あるいは自らを尊重しない社会の判断であるから拒否するといったかたちで対応が生じることになる。それ故、この考え方のもとでは、裁判によって、どのような結果を得たかと並んで、どのように扱われたかも、自らの経験を評価する際の重要な視点として登場してくるのである。自分の社会的地位が認められたとなれば結果に従い、認められなかったと感じれば結果にも抵抗するということになる。この手続き的公正の知覚、すなわち、手続き的な公正さを現実と感じ取るこの効果は、既に裁判以外の種々の場面でも確認されている（Lind & Tyler, 1988）。



#### 4. いつ人は手続きに着目するのか？

では、この手続き的公正知覚の効果は、常に機能するのであろうか。必ずしもそうではない可能性もある。前述の紛争解決の多目的性と合わせ考えるならば、人は当初、自分の経済的利益等を守ることを目的として裁判

を起こすが、裁判の中で自分に対する社会の対応を感じとることになり、十分な社会的な地位を確認することも、裁判の目的に加わることになる。ただ、完全に勝訴すれば、主目的の達成故にこの追加的目的は潜在化したままかも知れない。勝訴がかなわない場合にこそ、この追加目的が正面に出てくることになろう。たとえば、先の2つの例で述べたように、金メダルを得たり、借金を全額取り立てることができた場合には、主目的の達成故に、他の目的意識が隠れてしまう可能性がある。この効果が顕在化するのは、多くは主目的が挫折した場合であろう。実際、手続き的公正効果が強く生じるのは、結果が不利な場合であることが確認されている（Lind & Tyler, 1988）。

となると、裁判を代表とする紛争解決制度にとって、この手続き的公正知覚の効果はあまり大きな意義を持たないようにも思われる。なぜなら、裁判は端的に権利の実現を図る場であって、いわば勝訴者のための制度ともいえるからである。負けたものは、権利を否定されるし、結果を強制されるに過ぎない。そうであるとしたなら、その敗訴者の目的や評価は制度の関心外のようにも思われる。しかし、決してそうではあるまい。極端な話をすれば、裁判では半数の者が勝訴したとすれば、その相手の半

数は敗訴することになる。その負けた半数が制度に不満を蓄積するし、すすんで判決の内容に従わず、さらに強制執行が必要だとなれば、制度維持自体が難しくなり、紛争解決のコストも割高になってしまう。実は、敗訴者の制度支持や結果の受容は制度的にも重要な要素なのである。とすれば、その敗訴者の支持を維持し、結果の受容性を高める手続き的公正知覚の効果は、制度的にも重要な意義を持つといえよう。

そのように考えてみると、現実にもこの手続き的公正知覚に配慮すべき場面が少なくないことに気づく。とくに、職場の問題、近隣問題、夫婦親子関係、学校問題など、継続的關係にあるものの間の紛争は、単に権利者を認定し、法律関係を特定しただけでは現実の問題が解決しないことも多からう。実際には、紛争当事者がその後も主体的に解決結果を受け入れ、自主的に関係を維持していくことが必要となる場面も少なくない。有利な結果を得た者は、自然とそれに従うにしても、義務を負わされた者は、当然にそれを履行する訳ではない。その義務の履行をもたらす、何らかの要素が必要であり、手続き的公正はその役割を果たしうるのである。実際、調停に関してではあるが、手続き的公正が関係改善や紛争の再発防止に結びつくことが確認されている

(Pruitt et al. 1993)。

---

## ◆ 5. 専門家にとっての公正さと素人にとっての公正さ

さて、やや話は堅くなったが、手続き的公正の知覚といっても、人々が自覚的にそれを定義している訳ではない。いわば、研究上の概念である。各種調査や実験の結果によれば、実際上は、手続きや過程において差別のないことを示すこと(中立性)、他の集団構成員が善意をもって行動することを示すこと(信頼性)、そして、その人間の集団内の地位が尊重されることを示すこと(尊厳性)が重要であることが示されている(Tyler & Lind, 1992)。より具体的には、たとえば、裁判官の場合、裁判官が中立性を維持し当事者の立場を尊重し、話をよく聞くという、極めて常識的な要素が重要といえることになる。そういった対応は、裁判の現場でも当然になされているのでは、と思う読者も多いのではなからうか。しかし、実際は必ずしもそうではない。前述の弁護士の例のように、法律の要件以外のことを聞くのが法律家はそう得意ではないようである。裁判官も程度の差はあろうが、同様であろう。その理由は、おそらくは、結果の適正さを維持しようという発想がそういった配慮を

妨げていることが考えられる。実際、裁判官は結果への関心が手続き的公正判断よりも強いことを示す研究がある(Heuer, Penrod and Kattan, 2007)。法律の専門家の発想では、結果が法的に正しいことこそが正しいことである。しかし、法律の専門家とは限らない当事者は、正しさを法的な視点から感じ取るよりも、自分に対する対応の中を感じ取る面があるのであろう。法的な正しさが当事者の支持をもたらすのは、自分にとってよい判断を得た当事者の方のみである。不利な結果に終わる当事者にとっては、適法なことは正しいことと感ずるべきものなのかも知れないが、現実にはなかなかそうはいかないことになろう。当事者としては、自らの立場を尊重されて、十分に話を聞いてもらい、初めて不利な法的判断を内面化できるのである。権威を盾にし、強権的に法的判断を押しつけても、むしろ反発を招くことになろう。



## 6. 良い紛争解決とは——二つの視点

さて、それでは、素人に対するとき法律家の専門的な判断は無意味なのであろうか。もちろん、決してそうではない。その点に関わり、最後に、手続き的公正効果の

ネガティブな側面に触れておかなくてはならない。手続きの公正さを感じたとき、人は不利な結果でも受け入れる傾向が生じる。逆に言えば、手続きによって自己利益を守ろうとする力を弱めることができる。悪用すれば、手続きがいわゆるガス抜きにも使われかねないことになる。それを避けるためには、紛争当事者にとっても法は重要な紛争解決基準のはずである。単に話を聞いてもらったことで信頼するのではなく、客観的な基準に基づき判断する姿勢も必要であろう。しかし、その完璧さを当事者に求めることはできまい。現実には、専門家たる裁判官や弁護士が、法的基準に従うことによって結果の適正さを維持する必要があるのである。したがって、紛争解決にあっては、手続きが公正にみえることと、結果が客観的に公正であることの両方が必要といえる。ただ、問題なのは、法律の専門家は、結果の公正さこそが重要で、それが公正であれば当然守られるべきと考えている点であろう。実際には、紛争解決においては、それを正しいと感じさせる手続き的な配慮と客観的な正しさの基準を満たすことはそれぞれ独立した関係にあり、その両方が必要なのであるが、このことに気づいている法律家は必ずしも多くはないのかも知れない。



手続き的公正の研究の始祖ともいえるチボーとウォーカーは、地球上の資源が枯渇し、緊張が高まる世界において、紛争解決のためには「手続き」が重要な役割を果たすことを指摘していた（Thibaut & Walker, 1975）。そして、今日、その研究を発展させたトム・タイラーによれば、この手続きの重要性は人々が求める社会的結びつきに由来すると解されている（Tyler, 2011）。紛争解決に携わるものは、結果の正しさのみならず、この人々が求める社会的結びつきの存在も常に心に置くべきであろう。

Tyler, T R., & Lind, E. A. (1992). A relational model of authority in groups. In M. P. Zanna (Ed.), *Advances in experimental social psychology* (Vol. 25, pp. 115-191). San Diego, CA: Academic Press.

#### 【引用文献】

Heuer, L., Penrod, S., & Kattan, A. (2007). The role of societal benefits and fairness concerns among decision-makers and decision recipients. *Law and Human Behavior*, 31, 573-610.

Lind, E. A., & Tyler, T. R. (1988). *The social psychology of procedural justice*. New York: Plenum.

大淵憲一・小嶋かおり（2000）。「対人葛藤における方略選択：動機的、認知的要因」行動科学38巻1・2号19-28頁.

Pruitt D. G., Peirce R. S., McGillicuddy N. B., Welton G. L., & Castriannoll L. M. (1993). Long-Term Success in Mediation, *Law and Human Behavior*, 17, 313-330.

Thibaut, J., & Walker, L. (1975). *Procedural justice: A psychological analysis*. Hillsdale, NJ: Erlbaum.

Tyler, T R. (1990). *Why people obey the law*. New Haven, CT: Yale University Press.

Tyler, T R. (2010). *Why people cooperate: The role of social motivation*. Princeton and Oxford, Princeton University Press.

プロフィール……………  
すがわら・いくお 早稲田大学 大学院法務研究科 教授。1983年東北大学法学部卒。博士（法学）。専門は、民事訴訟法、法社会学。東北大学法学部助手、福島大学行政社会学部助手、福島大学行政社会学部専任講師、カリフォルニア大学バークレー校客員研究員、福島大学行政社会学部助教授、千葉大学法経学部助教授、千葉大学教授、名古屋大学大学院法学研究科教授を経て、2012年より現職。主な著書に『民事裁判心理学序説』（信山社、1998年）、『法と心理学のフロンティアI, II』（共編著：北大路書房、2005年）、『利用者からみた民事訴訟』（共編著：日本評論社、2006年）、『実践法律相談』（共編著：東京大学出版会、2007年）、『民事訴訟政策と心理学』（慈学社、2010年）、『利用者の求める民事訴訟の実践』（共編著：日本評論社、2010年）他。